

子育て短期支援事業(ショートステイ)について

子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、市と契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○利用対象者

満18歳未満の児童の保護者(児童を現に監護する方)で、次のいずれにも該当する方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方
 - ア 疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由
 - イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由
 - ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由
 - エ その他の理由

【注意】下記の(1)～(4)に該当する児童の場合は利用が出来ません。

- (1) 感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合
- (2) 疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合
- (3) 専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合
- (4) 委託した施設において養育することが困難であると認められる場合

○利用期間

1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。

○利用の登録

事業の利用を希望する方は、利用登録申請書をこども課に提出し、事前に利用登録をしてください。

○利用の申請

登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書をこども課に提出してください。

※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138

児童扶養手当・特別児童扶養手当額について

児童扶養手当、特別児童扶養手当につきましては、毎年度額の改定が行われていますが、物価変動率(+0.0%)に基づき、令和3年4月分からの額は改定されません。(令和2年度と同額)

○児童扶養手当

対象	全部支給	一部支給
第1子	43,160円	43,150円～10,180円
第2子加算額	10,190円	10,180円～ 5,100円
第3子以降加算額	6,110円	6,100円～ 3,060円



○特別児童扶養手当

等級	金額
1級	52,500円
2級	34,970円

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138

乳児育児用品購入助成券の助成対象用品の追加について

市では、1歳未満の乳児を監護している保護者に対し、乳児育児用品を購入するための助成券を交付しています。助成券の利便性向上のため、令和3年4月1日(木)から助成券で購入できる用品を追加します。

【現在の助成対象用品】

おむつ関連用品：紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー、おしり拭き
授乳関連用品：粉ミルク、哺乳瓶、消毒グッズ、搾乳機、授乳用被服、母乳パッド

【新たに追加する助成対象用品】

授乳関連用品：液体ミルク
その他の用品：乳児用スキンケアグッズ、乳児用飲料、離乳食、乳児用衣料品

※上記の助成対象用品以外の商品を助成券で購入することはできません。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138